

新築住宅に対する固定資産税の減免

平成 25 年から始めた固定資産税の減免制度を、平成 34 年 1 月 1 日まで 3 年間延長します。

対象となる住宅

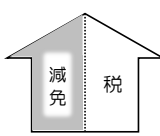
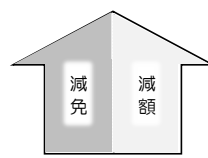
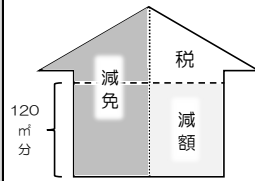
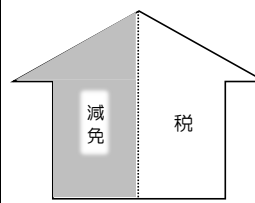
平成 25 年 1 月 2 日から平成 34 年 1 月 1 日までに新築された住宅です。

住宅とは、家屋の用途が「専用住宅」「併用住宅」「共同住宅（貸家住宅を含む）」にあたるものです。

減免の割合

対象となる住宅の固定資産税額について、2 分の 1 を減免します。

従来から新築住宅については固定資産税を減額する措置があり、これと合わせて減免を受けた場合の税負担は、延べ床面積によって次のようになります。

延べ床面積の区分による税負担			
50㎡未満	50㎡以上～120㎡以下	120㎡超～280㎡以下	280㎡超
 <p>2分の1を負担</p>	 <p>負担なし</p>	 <p>① 120㎡分は負担なし ② 120㎡を超える部分は2分の1を負担</p>	 <p>2分の1を負担</p>
減免のみ適用	減免と減額措置を合わせて適用		減免のみ適用

※固定資産税を減額する措置とは、延べ床面積 50 ㎡以上～280 ㎡以下の新築住宅について、対象となる住宅の固定資産税額の 120 ㎡分を限度として 2 分の 1（新築後 3 年度分）を減額する措置をいいます。

減免の期間

減免が受けられる期間は、対象となる住宅の固定資産税が課される年度から 3 年度分についてです。

< 建築年別の減免対象となる課税年度 >

課税年度 建築年	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
28年中	○	○	○	-	-	-	-	-	-
29年中	-	○	○	○	-	-	-	-	-
30年中	-	-	○	○	○	-	-	-	-
31年中	-	-	-	○	○	○	-	-	-
32年中	-	-	-	-	○	○	○	-	-
33年中	-	-	-	-	-	○	○	○	-

減免の申請

この減免の適用を受けるには、減免申請書の提出が必要です。

くわしくは、税務課資産税係（☎ 7 6 - 1 8 1 4）までお問い合わせください。